最終更新日：2016年7月7日
岩谷産業株式会社
代表取締役社長　野村　雅男
問合せ先：経営企画部　03-5405-5706
証券コード：8088

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は「世の中に必要な人間となれ、世の中に必要なものこそ栄える」を企業理念としています。企業理念・企業コンセプトの詳細を当社ホームページ（http://www.iwatani.co.jp/jpn/company/company01.html）に掲載していますので、ご参照ください。こうした考えに基づき、以下5点を基本方針として掲げ、経営の健全性、透明性、効率性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の構築に努めます。

（基本方針）
1．株主の権利を適切に行使できる環境の整備を行い、株主の平等性の確保に努めます。
2．従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会などのステークホルダーの権利・立場を尊重し、適切な協働に努めます。
3．法令に基づいた開示を適切に行います。また、透明性の確保の為、法令に基づく開示以外の情報提供にも努めます。
4．公正かつ透明性が高く、機動的な意思決定を行い、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
5．持続的な成長と企業価値の向上のため、株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4－11．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
［補充原則4－11(3)］
取締役会全体の実効性評価・分析については、社外取締役や社外監査役の意見を踏まえつつ、今後の検討課題と致します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4 いわゆる政策保有株式】
＜政策保有に関する方針＞
当社が純投資以外の目的で保有する株式は、取引先との関係を強化し取引の安定を図ることが可能なもの、事業戦略上の重要性があるものを対象とします。株式を保有する結果として、当社の企業価値向上に繋がると判断される場合に、株式を保有する方針とします。
なお、保有の合理性については毎年1回取締役会で検証します。

＜議決権行使に関する基本方針＞
政策保有株式に係る議決権行使については、投資先の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に加え、当社の保有目的に適合しているかという観点から議案ごとに確認のうえ、議決権の行使を判断します。

【原則1－7 関連当事者間の取引】
当社は、取締役会規則にて、取締役と当社との間の取引・利益相反取引および取締役の競業取引を取締役会の決議事項とします。

【原則3－1 情報開示の充実】
(i)会社の目指すところや経営戦略
＜企業理念＞
本報告における「1．基本的な考え方」に記載のとおりです。

＜経営戦略・経営計画＞
当社は2016年度から2018年度の3ヵ年の中期経営計画「PLAN18」を策定しました。PLAN18の3年間は将来に向けた基礎固めの期間と位置づけており、基本方針を『「成長戦略の推進」と「経営基盤の拡充」』としました。
中期経営計画の詳細を当社ホームページ（http://www.iwatani.co.jp/jpn/ir/plan/index.html）にて掲載していますので、ご参照ください。

(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告における「1．基本的な考え方」に記載のとおりです。

(iii)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
取締役及び監査役の報酬（賞与を含む）については、株主総会で決議された報酬総額の限度額内において、当社の業績や各役員の職務・経験年数・業績に対する貢献度等の諸般の状況を勘案の上、取締役については取締役会にて決定し、監査役については監査役会での協議により決定します。

(iv)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
＜取締役＞
取締役の選任については、社内および社外ともに人格・見識に優れた人物であることを求めています。豊富な業務上の専門知識と経験を有する人物を候補者とし、社外監査役も出席の上で開催される取締役会において審議し、取締役会の決議によって取締役候補者を決定します。
＜監査役＞
監査役の選任については、財務・会計、法律に関する専門性や当社事業に関する知識・経験等を重視するとともに、特に社外監査役は取締役会からの独立性や専門性の程度を考慮することで、より多角的な視点に基づいた監査体制を確立しています。

(v)取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
株主総会において、社外取締役・社外監査役の候補者を提案する場合には、個々の選任理由を株主総会招集通知・株主総会参考書類に記載しています。
社外取締役・社外監査役を除く取締役・監査役の候補者を提案する場合には、同資料に個々の経歴を記載しています。

【原則4－1 取締役会の役割・責務（1）】
［補充原則4－1(1)］
当社では、法令や定款、及び取締役会規則の定めるところにより、取締役会での決議事項を明確化しており、その他については経営陣へ委任しています。経営陣は、取引や業務の規模・性質に応じて定められた決裁基準に基づき、経営にあたっています。

【原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件や金融商品取引所の定める独立役員に関する判断基準を踏まえ、その独立性が確保されていることに加え、会社経営等における豊富な経験と高い見識を有していることを重視しています。

【原則4－11．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
［補充原則4－11(1)］
当社では、定款にて取締役の数を17名までと定め、迅速な意思決定を行うよう努めています。また、当社はガス・エネルギーなどの専門性の高い事業をグローバルに展開しており、これらの事業について専門能力・見識を有する社内出身の取締役と、株主をはじめとする多様なステークホルダーの視点から意見を述べられる社外取締役によって取締役会を構成することを基本方針とします。

［補充原則4－11(2)］
取締役及び監査役の他社兼任状況については、株主総会招集通知・有価証券報告書にて開示を行っています。

【原則4－14．取締役・監査役のトレーニング】
［補充原則4－14(2)］
当社では、取締役・監査役が期待される役割・責務を適切に果たすことができるよう、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽の機会を提供しています。とりわけ、執行役員就任時には、外部の新任役員向けセミナーを受講しています。
今後、国内・海外事業所の視察等を通じて、更なる充実化を図ります。

【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、企業行動の根幹である社会規範を定めた「イワタニ企業倫理綱領」を踏まえ、株主・投資家の皆様に対する適時適切な情報開示、並びに株主・投資家との建設的な対話の推進に取り組むことで、企業価値の向上に資するIR活動を目指します。その観点から、以下のとおり体制を整備し、取り組むことを方針とします。

(i)統括責任者
株主との対話については、経営企画部の担当役員が統括します。

(ii)推進体制
対話・情報開示の実効性を確保するため、経営企画部内にIRの専任担当を配置します。
また、経営企画部に加え、広報部、総務人事部、経理部等の管理部門や各事業部門が有機的に連携し、効率的な情報共有が可能な体制を構築します。

(iii)面談以外の対話の手段
個別面談以外の対話として、年2回のアナリスト・機関投資家向け決算説明会や施設見学会などを実施しています。投資家からの意見・要望はアンケート等を通じて把握を行い、内容の充実を図ります。個人株主に対しては、経営企画部 IR担当が窓口となり、個人投資家向け説明会などを実施しています。

(iv)経営陣幹部／取締役会へのフィードバック
対話を通じて得られた株主の意見・要望は、経営陣向けのレポートや経営会議等での担当役員からの報告により、経営陣幹部・取締役会との情報共有に努めます。

(v)インサイダー情報の管理
情報管理に関する社内規程を設け、全社員への周知徹底を図り、インサイダー情報の管理に努めます。
また、決算情報の漏洩を防止し公平性を確保するため、IR面談では複数名での対応を図るとともに、各四半期決算期日の翌々営業日から当該四半期決算発表日までをIR活動の「沈黙期間」とし、決算に関する回答を控えます。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
公益財団法人岩谷直治記念財団	20,663,577	8.22
有限会社テツ・イワタニ	6,870,000	2.73
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	6,680,105	2.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,139,000	2.44
株式会社りそな銀行	5,888,970	2.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,945,000	1.97
日本生命保険相互会社	4,491,976	1.79
イワタニ炎友会	4,472,025	1.78
岩谷産業泉友会	4,065,399	1.62
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	3,907,252	1.55

支配株主（親会社を除く）の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	17 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
内藤　碩昭	他の会社の出身者					△						
村井　眞二	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内藤　碩昭	○	社外取締役の内藤 碩昭氏は、2002年6月まで、株式会社UFJホールディングス（現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）の取締役会長でした。内藤氏は現在、当社の主要な取引金融機関である株式会社三菱東京UFJ銀行の名誉顧問を兼務しておりますが、業務執行には携わっていないため、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	会社法第2条第15号の社外取締役の定義を満たすことで一定の独立性が確保されていることに加え、多くの会社の取締役、監査役としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に生かしていただくとともに、当社の社外監査役として適切に監査いただいた経験をもとに、業務執行に対する監督機能を適切に果たし、当社のコーポレート・ガバナンスを強化していただけるものと判断して、社外取締役に選任致します。また左記のとおり、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
			長年にわたる研究機関の責任者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、その技術に関する経験と知見を当社の経営に活かしてい

村井　眞二	○	――	ただけるものと期待され、当社の技術力の向上、研究開発の更なる発展に大いに貢献していただけるものと判断して社外取締役に選任致します。また、村井氏と当社との間に特別の利害関係は無いため、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査については、社長直轄の組織として「監査部」を設置し、監査役と密接な関係・連携を持って必要な内部監査を定期的に実施し、会社の事業活動が適正かつ効率的に行われているかどうかを監査しております。現在、内部監査に従事する人員は、内部監査担当が6名、保安監査担当が4名、内部統制担当が6名であります。

監査役会は、課題の早期発見と是正に向けて、定期的な監査等により会社の業務執行を監視しております。
また、会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査内容につき説明を受ける等、情報の交換を行っております。監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役2名で構成されております。加えて、専任の監査役担当2名を配置し、監査業務や監査役会の運営を補助しております。
なお、常勤監査役の尾濱豊文氏は、長年にわたり当社経営企画部門で予算統制業務等を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。常勤監査役の福澤芳秋氏は、長年にわたり当社の経理業務と経営企画部門で予算統制業務等を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

これらの監査結果については、代表取締役及び内部統制部門の責任者に対して適宜報告されることに加え、監査役及び監査役会が代表取締役並びに会計監査人とそれぞれ定期的な会合を持つことなどにより、緊密な相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
堀井　昌弘	弁護士										○			
篠原　祥哲	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀井　昌弘	○	社外監査役の堀井 昌弘氏は、当社と顧問契約を締結する法律事務所に所属しておりますが、当社が関連する業務に従事していないため、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	会社法第2条第16号の社外監査役の定義を満たすことで一定の独立性が確保されていることに加え、当該監査役は法律の専門家として、より多角的な視点に基づいた、弁護士としての専門知識と経験を当社の監査体制の強化に生かしていただき、取締役の監視及び提言・助言を得ることができる適切な人物であることから、社外監査役に選任しております。また左記のとおり、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
篠原　祥哲	○	―――	会社法第2条第16号の社外監査役の定義を満たすことで一定の独立性が確保されていることに加え、当該監査役は公認会計士としての専門知識と経験を当社の監査体制の強化に生かしていただくとともに、多くの会社の取締役、監査役等の豊富な経験を生かし、幅広い見地に基づいた、取締役の監視及び提言・助言を得ることができる適切な人物であることから、社外監査役に選任しております。また、篠原氏と当社との間に特別の利害関係は無いため、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員は4名であり、その全てを独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度等は導入しておりませんが、役員報酬等については、当社の業績や各役員の職務・経験年数・業績に対する貢献度等の諸般の状況を勘案し、個別に決定することとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

【役員報酬の内容】
a）2015年度における当社の取締役及び監査役の報酬等の総額
取締役 人数18名支給額1,186百万円（役員賞与375百万円を含む）
うち社外取締役 人数1名支給額 31百万円（役員賞与9百万円を含む）
監査役 人数5名支給額203百万円（役員賞与53百万円を含む）
うち社外監査役 人数3名支給額 73百万円（役員賞与17百万円を含む）
合計 人数23名支給額1,390百万円（役員賞与428百万円を含む）

（注）1. 取締役の報酬額は年額14億円以内（うちの社外取締役分は1億円）、また、監査役の報酬額は年額3億円以内とし、従業員兼務取締役の従業員としての職務に対する報酬を含めないものとしております。（平成28年6月28日第73回定時株主総会決議）

2. 取締役の報酬等の総額には、従業員兼務取締役の従業員給与は含まれておりません。

b)役員ごとの連結報酬等の総額等
牧野明次(代表取締役) 159百万円(基本報酬110百万円、賞与49百万円)
(注)連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定し記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬(賞与を含む)については、株主総会で決議された報酬総額の限度額内において、当社の業績や各役員の職務・経験年数・業績に対する貢献度等の諸般の状況を勘案の上、取締役については取締役会にて決定し、監査役については監査役会での協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専任の監査役担当を配置し、監査役の補助者及び監査役会の事務局として、監査業務や監査役会の運営を補助しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1)業務執行、監査・監督の状況

当社の業務意思決定及び監督機関である取締役会は取締役17名(内2名は社外取締役)で構成しており、取締役会が充分かつ活発な議論の上に的確かつ迅速な意思決定及び監督を行うとともに、特に社外取締役は経営陣から独立した立場で、企業統治に関する豊富な経験と高い知見から、意思決定の透明性及び監督の実効性の強化・向上を図り、取締役会の機能を高めております。
当社は、常務以上の取締役で構成する経営会議を毎月2回開催し、取締役会に付議する事項や業務執行上の重要事項の審議に加えて、情報の共有化と意思疎通を図っております。また、意思決定の迅速化と権限の委譲を進めるために、執行役員制度を導入し、取締役会の活性化を図っております。執行役員は、取締役会で決められた経営方針に従って、代表取締役から権限委譲を受け、指示及び命令のもとに、業務執行に専念しております。この制度の導入により、取締役会のもつ企業戦略の意思決定機能及び監督機能を強化し、より効率的な経営を推進しております。
当社は監査役会設置会社であり、監査役会は4名の監査役(内2名は社外監査役)で構成しております。常勤監査役は全ての取締役会・経営会議に出席し、社外監査役も取締役会に出席するなど、取締役の職務執行を充分に監視できる体制にしております。また監査役の選任については、財務・会計、法律に関する専門性や当社事業に関する知識・経験等を重視するとともに、特に社外監査役は金融商品取引所の定める独立役員に関する要件を充足することで、より多角的な視点に基づいた監査体制を確立しています。

2)会計監査の状況

会計監査人につきましては、有限責任 あずさ監査法人を選任しており、適時監査法人には必要データを提出し、適切な監査が行える体制を整えております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務に係る補助者の構成については次のとおりであります。

(a)会計監査業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 中畑 孝英、横井 康、安田 智則

(b)会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 9名、会計士補等 4名、その他 13名

また監査公認会計士等に対する報酬の内容は以下のとおりであります。
監査証明業務に基づく報酬97百万円(連結子会社分18百万円を含む)
非監査業務に基づく報酬 15百万円(連結子会社分6百万円を含む)
合計 112百万円(連結子会社分24百万円を含む)

3)定款規定の内容

1. 取締役の定数
当社の取締役は17名以内とする旨を定款に定めております。

2. 取締役の選任の決議要件
当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

3. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項
当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的として、自己の株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

4. 株主総会の特別決議要件
当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

4)リスク管理体制の整備の状況

グループ企業全体のリスクを統合的に管理するため「危機管理委員会」を設置しております。危機管理委員会傘下の各委員会は、外国為替及び外国貿易法の遵守並びに不正輸出等の防止に向けた管理体制の強化を図るための「安全保障輸出管理委員会」、個人情報保護の徹底を図るための「個人情報保護委員会」、法令遵守の徹底を図るための「コンプライアンス委員会」、高圧ガスの保安のための重点施策策定等を行う「工

場保安委員会」、災害時の対応策の整備や環境マネジメントの重要事項を審議する「災害対応・環境委員会」、海外におけるリスク管理の徹底を図るための「海外安全管理委員会」、顧客満足度を向上させるための「CS(カスタマー・サティスファクション)委員会」、取扱商品の安全性及び法令適合性の審査を実施するとともに、「イワタニブランド」イメージの確立とブランド価値の維持・向上を図る「製品安全・ブランド委員会」の8つの委員会で構成されております。
さらに、企業不祥事の発生阻止に向けては平成10年に「イワタニ企業倫理綱領」を制定しており、「グループの経営者、従業員が経営理念や倫理観・価値観を共有し、あらゆる事業活動の局面において遵守すべき規範」として、社内・グループ会社で周知徹底を図っています。なお、昨今の企業を取巻く社会環境の変化、法令の改正動向を踏まえ、随時改訂を致しております。
また、法律上の判断が必要な際には顧問弁護士に適時アドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、前項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)に記載のとおり、執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化と権限の委譲を進め取締役会の活性化を進めるとともに、社外取締役を選任し、意思決定の透明性及び監督の実効性の強化・向上を図るなど、経営の健全性を確保する機能が整備されていると考えており、当該体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、法定期日の3日前までに招集通知を発送することにより、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう努めています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（要約版）を英文で、当社及び東京証券取引所のホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回程度個人向けIRセミナーを開催し、IR担当者が決算の状況及び中長期的な戦略等を説明しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家並びにアナリスト向けに決算説明会を行い、代表者が決算の状況及び中長期的な戦略等を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	コンテンツ：株主・投資家の皆さまへ、事業紹介、有価証券報告書、決算短信、コーポレート・ガバナンス報告書、アニュアルレポート、決算説明会資料、中期経営計画、株主総会招集ご通知・決議ご通知、事業報告書、ファクトブック、業績ハイライト、IRカレンダー、株価情報 URL：http://www.iwatani.co.jp/jpn/ir/ir01.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部内にIR担当者を配置し、IR活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境・社会に幅広く貢献する当社の姿を広くご理解いただくため、また昨今の「持続可能性」の報告を求める社会的要求に応えるため、「環境・社会報告書」を製作し、環境面・社会面・経済面の情報を弊社ホームページに公開しております。 URL：http://www.iwatani.co.jp/jpn/csr/csr01.html

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、創業以来、「世の中に必要な人間となれ、世の中に必要なものこそ栄える」を企業理念として掲げ、常に世の中が求める新しい価値、お客様が求める価値の創造に努め、社会に貢献することを目指しています。株主様、お取引先様、従業員などからの信頼と期待に応えることが会社繁栄の絶対条件と考え日々の事業経営に取り組んでおります。
この企業理念を踏まえ、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システム基本方針を定め、当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）の業務の適正を確保するための体制を構築・運用しております。

1）当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、取締役会は、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、会社の業務執行を適正かつ健全に行うため、実効性ある内部統制システムと遵法体制の構築・運用に努めます。監査役会は、課題の早期発見と是正に向けて、会社の業務執行を監視します。
また、当社グループの事業活動における遵法体制の徹底、強化のために、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令遵守の徹底を図ります。さらに、あらゆる事業活動の局面においてグループの経営者、従業員が遵守すべき規範である「イワタニ企業倫理綱領」により、経営理念や倫理観・価値観を共有するとともに、コンプライアンス研修を実施することで、コンプライアンス意識の向上を図ります。
財務報告の信頼性確保に向けては、金融商品取引法及び関係法令に基づき、当社グループの財務報告に係る内部統制システム構築の基本的計画及び方針を定め、グループ全体で十分な体制の構築と適切な運用に努めます。
市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処することを当社グループの行動指針として制定するとともに、平素より対応統括部署を定め外部専門機関と連携し、不当要求への対応、反社会的勢力に関する情報収集を行います。

2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、取締役会・経営会議等の議案書・議事録、その他その職務の執行に係る情報を法令・社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理します。

3）当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険の管理体制として、社長直轄の組織として「危機管理委員会」を設置し、グループ全体のリスクを統合的に管理します。当委員会の傘下には、コンプライアンス、工場保安等の想定される主要なリスクに対応する個別委員会を設け、顕在ないし潜在する企業危機への総合的な対応を行います。

4）当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの中期経営計画を策定し、連結ベースでの経営指標及び業績管理指標を導入するとともに、グループ企業の経営を統括する部門を設置し、グループ全体の基本戦略や経営課題を討議するための会議を定期的に開催します。
当社では、取締役の職務の執行を効率的に行うために執行役員制度を導入し、経営の意思決定の迅速化と権限の委譲を進めることにより、取締役会のもつ企業戦略の意思決定機能及び監督機能を強化し、より効率的な経営を推進します。
また、職務分掌に係る規程、決裁に係る規程に基づき、職務の執行の効率化を図り、併せて基幹系情報システムの活用により、経営資源の統合的な管理と全社的な業務の効率化に取り組みます。

5）当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社はグループ経営規程に基づき、グループ企業の経営計画・年度予算等、経営の重要事項に関する事前承認事項やその他の事業活動の報告事項を定め、定期的な報告に加え、異常事態発生時には迅速な報告を義務付けることで、業務の適正を確保します。当社グループの事業活動の行動規範である「イワタニ企業倫理綱領」を周知徹底することで、グループ全体のコンプライアンス意識の向上を図ります。
また、社長直轄の組織として「監査部」を設置し、監査役会と密接な関係・連携を持って内部監査を定期的に実施し、グループ全体の事業活動が適正かつ効率的に行われているかどうかを監査します。

6）当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

専任の監査役担当を配置し、監査役の補助者及び監査役会の事務局として、監査業務や監査役会の運営を補助します。

7）当社の監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役担当の人事については、監査役会の意見を尊重した上で決定することとし、取締役からの独立性を確保します。また、業務の遂行に当たっては監査役の指揮命令に従います。

8）当社グループの取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、経営会議で決議された事項、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、当社グループにおける内部監査の実施状況、内部通報制度の運用状況、その他監査役にその職務遂行上報告する必要があると判断した事項について速やかに適切な報告を行うものとします。
また、当社の監査役は、グループ企業の監査役より内部統制の状況等につき定期的に報告を受ける他、会計監査人から会計監査内容につき説明を受ける等、情報の交換を行います。

9）前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、周知徹底します。

10）当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を負担するため、監査計画に基づき予算を計上します。
また、監査役は、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができます。

11）その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役が全ての取締役会・経営会議などの重要な会議に出席することに加え、監査役及び監査役会は、代表取締役並びに会計監査人とそれぞれ定期的に会合を持つことで、会社の業務執行を監査する上での実効性を高めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「イワタニ企業倫理綱領」において、当社及びグループ各企業の全ての役員、従業員が、市民社会の秩序や安全を脅かす組織等に対して、毅然とした姿勢で対処することを行動指針とし、「金品等の要求には応じない」、「一切利益を供与しない」、「警察当局と連携し徹底して排除する」ことを明記しております。
また、平素より対応統括部署を定め、外部専門機関と連携し、反社会的勢力による不当要求への対応、及びこれらに関する情報収集並びに、契約書面に特約条項を設けるなど対策を講じております。社員への啓発活動としては、研修等にて行動指針への理解を深める機会を設けております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

〇当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(概要)
当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の向上・株主共同の利益の実現に資する者が望ましいと考えますが、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきと考えます。
また、当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値の向上ひいては株主共同の利益の実現に資するものである限り、否定的な見解を有するものではありません。
ただし、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう又は損なう恐れの強い株式等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。このため、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、不適切な株式等の大規模買付提案に対する一定の備えを設けるとともに、株式等の大規模買付提案について株主の皆様が判断をされるために必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

〇基本方針の実現に資する取り組みについて(概要)
当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして、グループを挙げて中期経営計画「PLAN18」に取り組み、「成長戦略の推進」と「経営基盤の拡充」を図ることで、企業価値の向上に努めております。
具体的には、LPガス事業の流通改革・消費者戸数の拡大などへの投資や資源事業などの成長分野に経営資源を投入するとともに、成長戦略を支える強靭な経営基盤の構築に努めます。
また、基本戦略として、以下の5つを掲げております。

1) エネルギー流通革命
LPガスを川上から川下まで一貫して全国で事業展開している強みを活かし、流通改革の実施、保安体制の強化などにより、事業のさらなる拡充に努めるとともに、消費者戸数の拡大に取り組むことで、エネルギー生活総合サービス事業の基盤拡大を図ります。

2) 水素エネルギー社会の推進
水素がエネルギーとして利用される社会の早期実現を支えるために、液化水素を核としたサプライチェーンの構築に取り組みます。

3) 海外事業強化
海外売上高比率の拡大を目的として、事業セグメントを超えた組織横断的視点で事業展開を図るために、新たに海外事業本部を発足しました。ASEAN域内の関税撤廃を視野に入れ、特に東南アジアでの事業拡大に努めます。

4)新規事業立ち上げ
当社グループの企業理念である「世の中に必要な人間となれ、世の中に必要なものこそ栄える」に基づき、BtoC事業を展開する中で、顧客のニーズを捉えた新規事業に取り組みます。

5)コンプライアンス遵守
当社グループ全体でコンプライアンス遵守に努めることで、企業としての社会的責任を果たすとともに、顧客、取引先などの多様なステークホルダーからの信頼を高め、地域社会や地球環境に貢献します。

長期的には、水素を様々な場面でエネルギーとして利活用する社会の実現に向けて、最大の課題である大量の水素を安全に安定供給可能なサプライチェーンの構築に取組みます。また、水素の普及を促進するためには、水素の経済性や環境性を高める取り組みも重要となります。当社グループは水素のトップサプライヤーとして、水素エネルギー社会の実現に貢献してまいります。

当社の利益配分に関する基本方針につきましては、安定的な配当により株主の皆様へ還元すると同時に、持続的な成長に繋げるための投資等に活用し、企業価値の最大化を図ることで株主の皆様のご期待に応えて参ります。
当社はこれらの取り組みを着実に実行し、「世の中に必要とされる企業」であり続けることにより、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の実現に資することができるものと考えております。

〇基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み(概要)
当社は、平成26年6月27日開催の第71回定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を継続いたしました。概要は以下のとおりです。

1) 独立委員会の設置
取締役会の恣意的な判断を排し、判断の客観性、合理性を担保することを目的として、取締役会から独立した諮問機関である独立委員会を設置しております。

2)対象となる大規模買付行為
当社が発行する株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付行為を対象とします。

3)必要情報の提供
当社取締役会は、大規模買付者より、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報の提供を受けます。また、提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供します。

4) 取締役会評価期間
当社取締役会は、必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、もしくは必要情報が十分に揃わない場合であっても回答期限に到達した場合には、速やかに開示します。また、60日間又は90日間の評価期間(最大30日間の延長が可能)を設定し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討を行います。

5) 対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、取締役会評価期間内に当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行います。

(a)対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告
独立委員会は、大規模買付者が手続きを遵守しなかった場合、又は、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型に該当する場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(b)対抗措置の不発動を勧告する場合
(a)に定める場合を除き、独立委員会は、対抗措置の不発動を勧告します。

6)取締役会の決議
当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行います。

7) 対抗措置の具体的内容
大規模買付者のみが行使できない新株予約権を、株主へ無償で割当てることを対抗措置とします。

8) 有効期間、変更及び廃止
本買収防衛策の有効期間は、平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において変更又は廃止の決議がなされた場合には、その時点で変更又は廃止されます。また、当社取締役会により廃止の決議がなされた場合には、その時点で廃止されるものとします。
本買収防衛策の詳細については、当社ウェブサイト(http://www.iwatani.co.jp)をご覧ください。

○上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由
当社の中期経営計画等の各施策及び本買収防衛策の導入は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的を持って実施されているものであり、基本方針に沿うものです。
また、本買収防衛策は、導入において株主総会の承認を受けていること、取締役会から独立した独立委員会が対抗措置の発動の是非を勧告すること、対抗措置の発動要件が合理的・客観的であり取締役会による恣意的な発動を防ぐ仕組みとなっていること、並びに、株主総会又は取締役会により廃止できることなどにより、合理性が担保されており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1)内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図は(参考資料1)をご参照ください。

(2)適時開示体制の概要
当社では、情報取扱責任者を中心に、経営企画部、総務人事部、広報部、経理部が開示担当部署として、連携して重要な会社情報を収集し、適時開示規則に従い、適時適切な開示に努めております。会社情報の内容により、次のような体制をとっております。

1. 決定事実に関する情報
重要な決定事実については、経営会議及び取締役会で決定します。情報取扱責任者を中心に開示担当部署は、事前に重要な決定事実が適時開示情報に該当するか否かの検討を行い、開示が必要な場合には、決定次第、直ちに適切な開示を行うよう努めております。

2. 発生事実に関する情報
情報取扱責任者を中心に開示担当部署は、各関係部署から重要な発生事実の情報収集に努め、当該情報が開示を必要とするか否かの検討を行い、開示が必要な場合には、代表取締役の承認のもと、直ちに適切な開示を行うよう努めております。

3. 決算に関する情報
決算に関する情報については、経理部にて決算財務数値を作成し、また、コーポレート・ガバナンスに関する事項等は経営企画部等関係部署が作成しております。最終的に決算に関する取締役会において承認し、当日、決算に関する情報を開示しております。当該体制の概要図については、(参考資料2)をご参照ください。

（**参考資料１**）

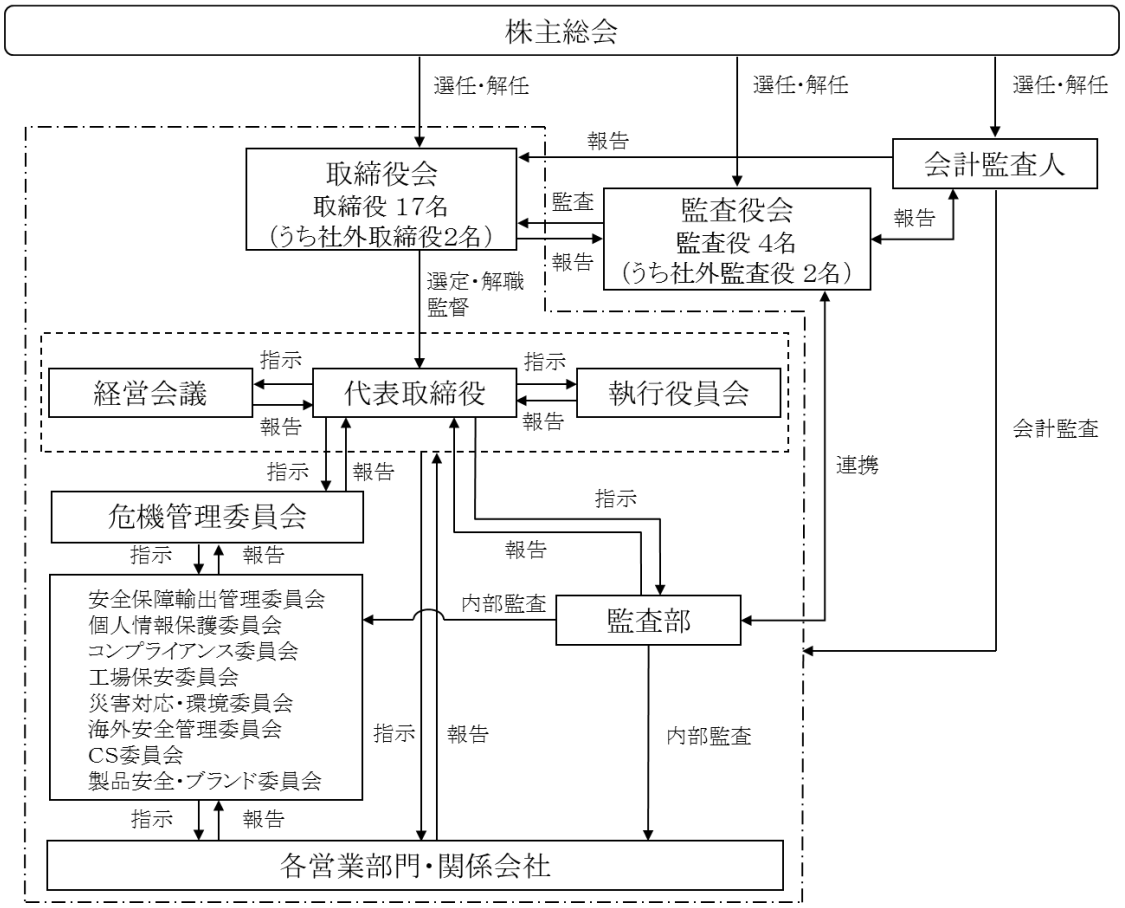
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
報告
取締役会
取締役 17名
（うち社外取締役2名）
監査
監査役会
監査役 4名
（うち社外監査役 2名）
報告
会計監査人
報告
選定・解職
監督
指示
指示
経営会議
代表取締役
執行役員会
報告
報告
会計監査
指示
報告
連携
危機管理委員会
指示
指示
報告
安全保障輸出管理委員会
個人情報保護委員会
コンプライアンス委員会
工場保安委員会
災害対応・環境委員会
海外安全管理委員会
CS委員会
製品安全・ブランド委員会
内部監査
監査部
指示
報告
内部監査
指示
報告
各営業部門・関係会社

（参考資料2）適時開示体制の概要

